

○きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰実施要綱（案）

（一年一月一日条例第一号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北見市表彰条例施行規則(平成18年規則第3号)第10条第2項の規定に基づき、きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰(以下「表彰」という。)に関し必要な基準を定めるものとする。

（表彰）

第2条 表彰は、市長が被表彰事業所に賞状を授与することにより行うものとする。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所のうち、別紙「きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰選考基準」を満たす事業所とする。ただし、この要綱に基づく表彰を既に受けている事業所は、表彰の対象としない。

（応募）

第4条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする事業所は、きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰応募用紙（様式第1号）及びきたみワーク・バランス推進チェックシート(様式第2号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。この場合において、参考資料がある場合は、必要に応じて当該資料を添付するものとする。

（被表彰事業所の決定）

第5条 被表彰事業所は、きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経て、市長が決定するものとする。

第6条（選考委員会の設置）

被表彰事業所の適正かつ公正な選考を行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 市民環境部長

(2) 総務部長

(3) 子ども未来部長

(4) 商工観光部長

(5) その他市長が必要と認める者

3 選考委員会に委員長を置き、市民環境部長をもって充てる。

4 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

5 選考委員会の会議は、被表彰事業所の選考が必要な際に委員長が招集し、開催する。

6 選考委員会の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回市長が指定した日に行うものとする。ただし、特に必要と認めるときは、その都度表彰することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年〇月〇日から施行する。

別紙(第3条関係)

別紙(第3条関係)

[別紙参照]

様式第1号(第4条関係)

きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰応募用紙

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

きたみワーク・ライフ・バランス推進チェックシート

[別紙参照]

別紙(第3条関係)

きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰選考基準

1. 表彰基準は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる各取組分野の項目のうち、前回認定時より現在取組中の項目が増えていること。
- (2) 各取組分野の項目のうち5つ以上現在取組中に該当していること。かつ、全項目のうち40項目以上現在取組中であること。
- (3) 認定を受けてから10年以上経過していること。
- (4) 前号を全て満たしていること。
- (5) 前号の規定にかかわらず、ワーク・ライフ・バランス推進に関し先駆的・特徴的な取組みを行っており、他の事業所の模範となり、広く周知すべき内容であること。

取組分野

1. 仕事と子育て・家族の介護等を両立できる職場環境づくり
2. 性別にとらわれない能力活用（採用・職域）
3. 従業員の健康づくりへの取組
4. 男女ともに働きやすい職場環境づくり

きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰応募用紙

年 月 日

北見市長

所在地

応募者

事業者・団体名

代表者職氏名

印

きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰実施要綱第4条に基づき、次のとおり応募します。

ふりがな				
事業所の名称				
	本社・本店	支社・支店	営業所 その他()	
所在地				
事業所の概要	設立年月日		計	
	主な事業内容		従業員数	
			内訳 男性 人 女性 人	
きたみワーク・ライフ・バランス認定に関する事項	認定番号	北見市 第 期 第 号		
	ステージ数	第 ステージ		
	取組分野のチェック数	1. (a)	項目・(b)	項目
		2. (a)	項目・(b)	項目
		3. (a)	項目・(b)	項目
4. (a)		項目・(b)	項目	
ワーク・ライフ・バランス推進に関する取組及び実績	(特に力を入れて取り組んでいる内容・実績について記載してください)			
賞罰	(表彰・刑罰を受けたことがある場合は、年月日や内容を記載してください)			

担当者 連絡先	所 属		職・氏名	
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

記載欄が不足の場合は、別紙にて記載、添付してください。

取組内容がわかる資料があれば添付してください。

様式第2号（第4条関係）

きたみワーク・ライフ・バランス推進チェックシート

事業所名

年 月 日現在

◎ 該当する欄に○を記入してください。

1. 仕事と子育て・家族の介護等を両立できる職場環境づくり【20項目】

番号	設問	(a)現在 取組中	(b)これから 取り組む
1	次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している		
2	産前・産後の休業について、日頃から職員に周知している		
3	育児休業制度（就業規則・労働規約・内規等に明記）がある		
4	女性従業員が育児休業や育児休暇を取得しやすい取組を行っている		
5	過去3年間で女性従業員が育児休業を取得しており、取得後に職場復帰している		
6	男性従業員が育児休業や育児休暇を取得しやすいように、男性従業員に対する取得の周知・奨励を行っている		
7	過去3年間で男性従業員が育児休業を取得している		
8	育児休業制度や年次有給休暇とは別に、配偶者出産補助休暇制度がある		
9	子育て期間中に取得できる短時間勤務制度がある		
10	育児休業中又は介護休業中の従業員に対して、職場の情報提供や研修の機会があるなど、職場復帰しやすい取組を行っている		
11	育児給付金の他に、独自の出産育児に対する経費補助がある		
12	介護休業制度又は介護休暇制度（就業規則・労働規約・内規等に明記）がある		
13	介護休業や介護休暇について従業員への情報提供を行うなど、取得しやすい取組を行っている		
14	事業所内に託児所又は保育施設を設置している、又は保育施設利用の補助がある		
15	育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを行うため、管理監督者に対する意識啓発を行っている		
16	フレックスタイムによる勤務ができる		
17	テレワークなどの在宅勤務で仕事ができる制度を導入している		
18	年次有給休暇とは別に、保育所や学校の行事等に参加するための休暇を取得できる		
19	子どもの怪我、病気などのときに、看護休暇を取得できる		
20	事業所独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を下記にご記入ください		

2. 性別にとらわれない能力活用（採用・職域）【13項目】

番号	設問	(a)現在 取組中	(b)これから 取り組む
21	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している		
22	募集・採用にあたり、男女差別のない選考基準を定めて選考を行っている		
23	性別にかかわらず、階層別研修やスキルアップのための研修機会を設けている		
24	男女間の賃金格差をなくし、男女平等な雇用管理を徹底している		
25	人事配置、昇進、昇格は、男女同一基準で選考を行っている		
26	採用試験の内容や面接での質問は男女同一にしている		
27	男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しを行っている（お茶だし、机の掃除、雑用等）		
28	女性従業員に対し「補助的業務」を中心とした仕事の配置や分担をしていない		
29	結婚・出産・育児・介護を理由に退職した従業員の再雇用制度がある		
30	女性管理職の登用目標値を設定して積極的に登用している		
31	方針決定の場（企画会議等）への女性の参画機会を拡大している		
32	女性が少ない又は少ない職域に女性を積極的に配置している		
33	事業所独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を下記にご記入ください		

3. 従業員の健康づくりへの取組【10項目】

番号	設問	(a)現在 取組中	(b)これから 取り組む
34	仕事をする上での悩みやメンタルヘルスについて相談ができる（研修・情報提供・相談体制の整備）		
35	週1回、ノー残業デーの取組を行っている		
36	長時間労働を行っている従業員の実態を把握し、見直しを行っている		
37	時間外労働を制限する制度がある		
38	深夜勤務を制限することができる		
39	時間単位や半日単位での有給休暇を取得できる		
40	有給休暇の取得率を算出し、低取得率者を減らすように努めている		
41	健康に関しての相談機関を設置し、周知を行っている		
42	時間外勤務を減らす取組を行っている		
43	事業所独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を下記にご記入ください		

4. 男女ともに働きやすい職場環境づくり【12項目】

番号	設問	(a)現在 取組中	(b)これから 取り組む
44	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための指針や規定を就業規則等に明文化している		
45	事業所内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに対応できる相談窓口を設置している		
46	セクハラ防止に対する啓発資料の配布、研修・講習会を実施し、正しい知識や防止策について情報提供を行っている		
47	管理監督者などが率先してハラスメント防止対策に努めている		
48	職場の実態把握のアンケート調査、対応マニュアルを作成している		
49	男女ともに仕事に関して自由な意見交換ができる職場風土づくりに取り組んでいる		
50	女性従業員用の休憩室・トイレ・ロッカー等を整備している		
51	夏季休暇・ゴールデンウィーク・リフレッシュ休暇など、育児・介護以外の理由でも使用できる連続有給休暇がある		
52	育児・介護以外の理由で使用できる短時間勤務制度がある		
53	従業員の地域活動を支援し、地域活動に必要な休暇（ボランティア休暇など）を取得できる		
54	従業員の仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援する旨を公表し、従業員にも周知徹底している		
55	事業所独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を下記にご記入ください		

このシートに記載した内容に相違ないことを報告します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印